

資料9

有機JAS制度の概要と現状

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
有機食品制度班 島崎真人

JAS規格制度とは

(1) JAS規格の制定等

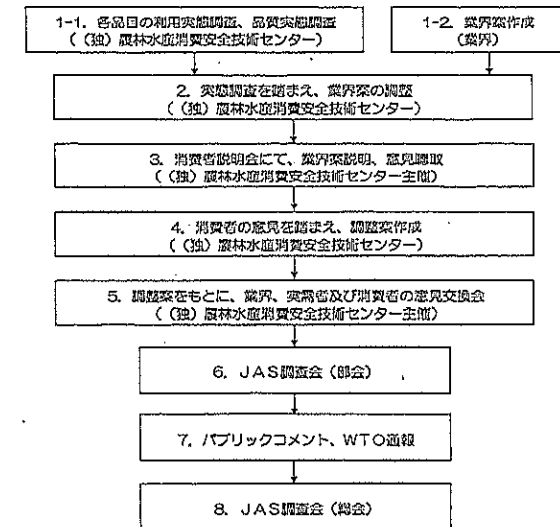
JAS規格は、農林水産大臣が、農林物資の種類（品目）を指定して制定します。また、利害関係者はJAS規格を定めるよう農林水産大臣に申し出ることができることになっています。

規格の制定等にあたっては、必ず、消費者、生産者、実需者、学識経験者等から構成される「**農林物資規格調査会（JAS調査会）**」の議決を経なければなりません。

JAS規格を社会ニーズの変化に対応させ、また、必要性の乏しくなった規格を整理するため、平成11年のJAS法改正により、既存のJAS規格については、5年ごとに見直しを行うこととし、また、その際には、生産、取引、使用又は消費の現況や将来の見直しに加え、国際的な規格（Codex規格等）の動向を考慮することとなりました。

また、JAS規格の制定、改正にあたっては、消費者への説明会、関係事業者と消費者の意見交換会が開催されるほか、パブリックコメントの募集、WTO（世界貿易機関）への通報が行われ、広範な意見を踏まえた上で、JAS調査会で議決されます。さらに、JAS調査会は公開であって、総会の議事録は農林水産省のホームページ上に掲載されます。

JAS規格の見直しの流れ



豆知識「農林物資規格調査会（JAS調査会）」

農林物資規格調査会は、JAS規格及び品質表示基準を審議するものとして、20人以内の委員で組織され、農林水産大臣が任命することとなっています。

また、審議に際しては、実質的に利害関係を有する者の意見を反映させるように行われていることから、幅広い分野から委員を任命することとしており、平成20年3月現在、学識経験者5名、生産者代表4名、流通業者代表5名、消費者代表6名が任命されています。

JAS制度の概要

JAS制度の体系

三段表

JAS法

1段目 法律

施行令

2段目 政令

施行規則

3段目 省令

JAS規格制度

品質表示基準
制度



横断的品質表示基準

個別品質表示基準

JAS規格及び品質表示基準数

平成21年5月16日現在

○JAS規格

区 分		規格数	
一 号 規 格	標 準	飲食料品のJAS規格 (ハム類、果実飲料等)	167規格 (39品目)
		林産物のJAS規格 (製材、合板等)	27規格 (9品目)
		畳表、生糸	2規格 (2品目)
	特 色	りんごストレートピュアジュース	1規格 (1品目)
二 号 規 格	特 色	熟成ハム等、地鶏肉、手延べ 干しめん、有機JAS規格、生 産情報公表JAS規格	16規格 (14品目)
三 号 規 格	特 色	定温管理流通加工食品	1規格 (1品目)
合 計		214規格 (66品目)	

○品質表示基準

55基準

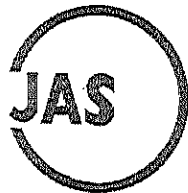
加工食品品質表示基準	1
個別の加工食品に係る品質表示基準	49
生鮮食品品質表示基準	1
個別の生鮮食品に係る品質表示基準	3
遺伝子組み換えに関する基準	1

※平成21年5月16日施行で、定温管理流通加工食品の日本農林規格を制定(品目数+1、規格数+1)。

JASマークの種類

(2009年5月現在: 66品目214規格)

- 飲食料品及び油脂のJAS
- 林産物のJAS、農産物のJAS



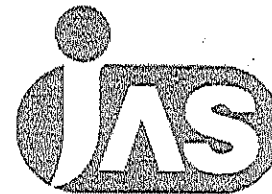
即席めん類、ハム類
しょうゆ、合板、集成材、畳表 等

- 有機JAS



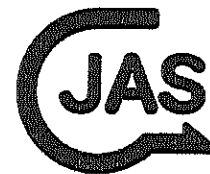
有機農産物
有機加工食品
有機畜産物
有機飼料

- 特定JAS



熟成ハム類
熟成ソーセージ類
熟成ベーコン類
地鶏肉
手延べ干しめん

- 生産情報公表JAS
- 定温流通加工食品



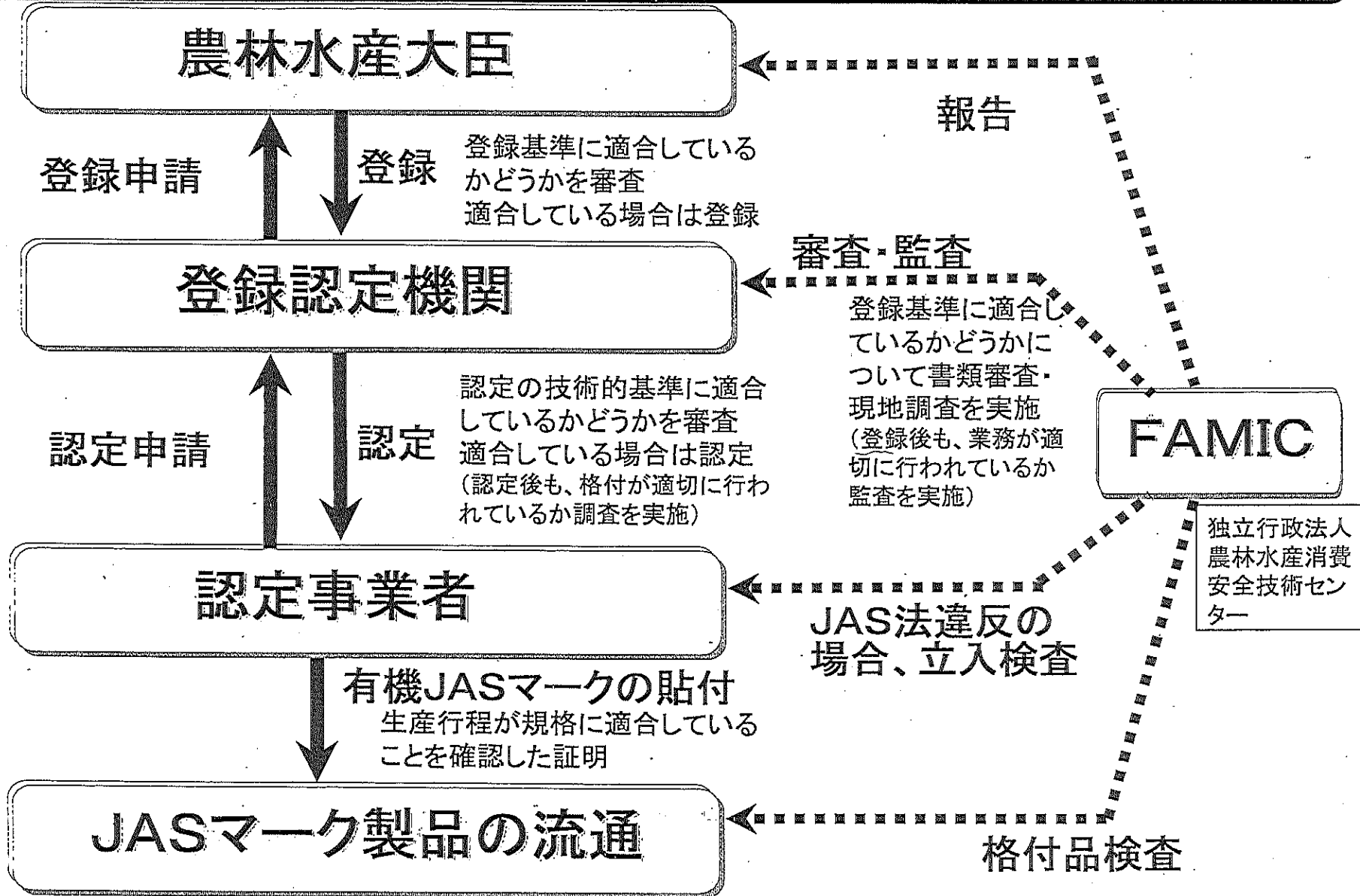
生産情報公表牛肉
生産情報公表豚肉
生産情報公表農産物
定温流通加工食品

規格見直しのスケジュール

- 平成21年3月16日: JAS調査会部会実施
有機農産物の日本農林規格の附則に関する見直し
が中心(3年期限の3資材)
➡ パブリックコメント実施
- 平成21年7月 : JAS調査会総会
9月 告示
- 平成22年度 : JAS調査部会(定期見直し)
(有機農産物、有機加工食品、有機畜産、有機飼料)

○ 有機JAS規格の検査認証のしくみ

有機JAS規格制度は、登録認定機関により認定を受けた事業者が有機JASマークを貼付するという仕組み



有機登録(外国)認定機関数

登録認定機関(県別)

	都道府県	数
国内	北海道	5
	岩手県	1
	秋田県	1
	山形県	2
	福島県	1
	宮城県	1
	栃木県	1
	群馬県	1
	東京都	16
	神奈川県	4
	埼玉県	1
	山梨県	1
	長野県	1
	静岡県	1
	新潟県	1
	石川県	1
	岐阜県	1
	三重県	1
	大阪府	1
	兵庫県	2
	奈良県	1
	和歌山県	1
	鳥取県	1
	島根県	1
	広島県	2
	徳島県	1
	愛媛県	2
	高知県	1
	岡山県	1
	福岡県	1
	佐賀県	1
	長崎県	1
	大分県	1
	宮崎県	1
	鹿児島県	1
	熊本県	1
	沖縄県	1
	合計	63

登録外国認定機関(国別)

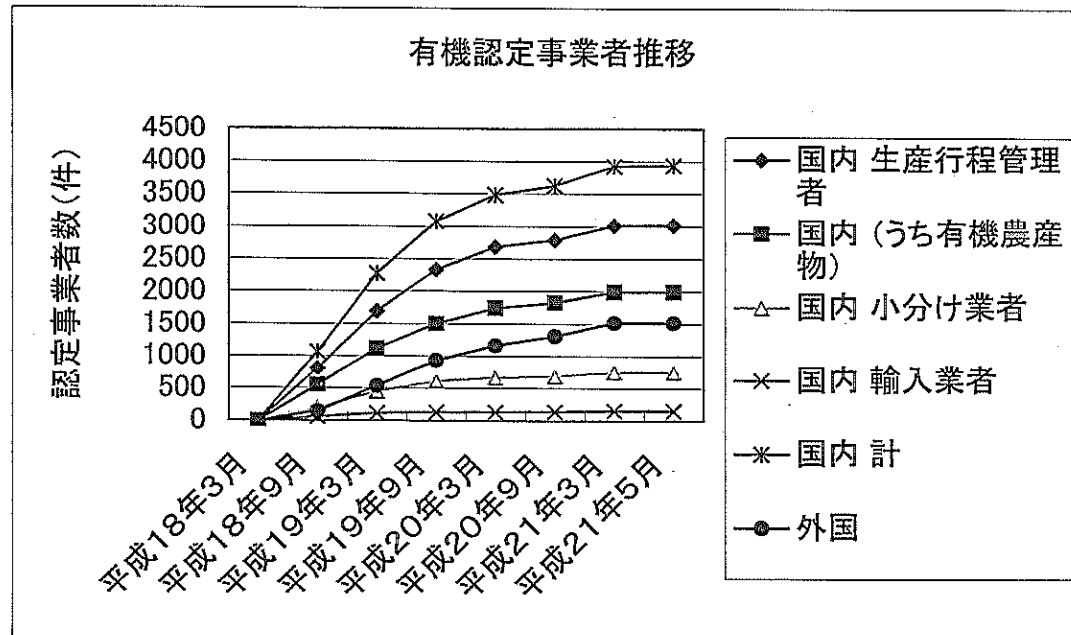
	国	数
国外	オーストラリア	2
	ドイツ	2
	オランダ	1
	スイス	1
	イタリア	5
	アメリカ	1
	ニュージーランド	2
	カナダ	1
	合計	15

国内外登録認定機関数

総 合 計	78
-------	----

18年3月施行のJAS法下における認定事業者数の推移

		平成18年3月	平成18年9月	平成19年3月	平成19年9月	平成20年3月	平成20年9月	平成21年3月	平成21年5月
国内	生産行程管理者	0	808	1704	2334	2684	2793	3016	3025
	(うち有機農産物)	0	554	1123	1509	1753	1833	1999	1999
	小分け業者	0	202	452	612	665	685	751	752
	輸入業者	0	61	120	134	136	142	157	158
	計	0	1071	2275	3080	3485	3620	3924	3935
外国	0	145	542	937	1167	1316	1527	1527	



平成19年度 認定事業者に係る格付実績

・有機食品の検査認証制度に基づき、登録認定機関から認定を受けた事業者が格付または格付の表示を行った有機農産物及び有機農産物加工食品の平成19年度における実績として報告された数値を平成19年11月末日現在で集計。

・事業者からの報告を受けた登録認定機関は9月末日までにそれらを取りまとめ、農林水産大臣に報告。

(注) 外国で格付けされたものには、外国において、有機JAS認定事業者が有機JAS格付けを行ったもの、及び同等性のある国(EU15カ国、アメリカ、オーストラリア、アルゼンチン、ニュージーランド、スイス)において、有機JAS制度と同等の制度に基づいて認定を受けた事業者が有機格付を行って我が国に輸入されたものを含む。

1 有機農産物

区 分	①国内で格付されたもの	②外国で格付されたもの(注)
野菜	32,780 t	82,448 t
果樹	2,199 t	156,764 t
米	10,828 t	2,851 t
麦	721 t	10,153 t
大豆	986 t	94,574 t
その他豆類	238 t	23,578 t
雑穀類	40 t	4,386 t
緑茶(荒茶)	1,702 t	83 t
紅茶(荒茶)	8 t	881 t
コーヒー生豆	0 t	4,802 t
ナッツ類	0 t	7,893 t
さとうきび	35 t	1,442,352 t
こんにゃく芋	1,373 t	2,132 t
パームフルーツ	0 t	61,709 t
その他の農産物	2,537 t	6,913 t
計	53,446 t	1,901,518 t

(注) 外国で格付けされた有機農産物は、主に外国で有機農産物加工食品の原材料として使用されているが、それ以外にも、外国で消費されたもの、日本以外に輸出されたもの及び有機加工食品以外の食品に加工されたものも含まれる。

※外国で格付けされたその他の農産物としては、アロエなどが含まれる。

2 有機加工食品

区 分	③国内で格付されたもの	④外国で格付されたもの(注)
冷凍野菜	348 t	4,725 t
野菜びん・缶詰	21 t	4,510 t
野菜水煮	635 t	6,002 t
その他野菜加工品	1,082 t	5,361 t
果実飲料	4,401 t	11,713 t
その他果樹加工品	869 t	4,629 t
野菜飲料	1,051 t	401 t
茶系飲料	3,490 t	137 t
コーヒー飲料	10,472 t	35 t
豆乳	18,832 t	30 t
豆腐	55,181 t	0 t
納豆	7,722 t	141 t
みそ	3,004 t	856 t
しょうゆ	5,444 t	0 t
ピーナッツ製品	1,333 t	1,475 t
その他豆類の調整品	5,186 t	1,362 t
乾めん類	139 t	1,403 t
緑茶(仕上げ茶)	1,231 t	230 t
コーヒー豆	3,053 t	325 t
ナッツ類加工品	1,068 t	3,476 t
こんにゃく	2,949 t	993 t
砂糖	22 t	85,804 t
牛乳	430 t	2,308 t
その他の加工食品	5,944 t ※	28,888 t
計	133,909 t	164,804 t

(注) 外国で格付けされた有機農産物加工食品には、外国で消費されたものや日本以外に輸出されたものも含まれる。

※ 国内で格付けされたその他の加工食品としては、あん、食酢などが含まれる。

(参考)

国内の総生産量と格付数量(平成19年度)

区 分	総生産量	格付数量(国内)	有機の割合
野菜	16,265,000 t	32,780 t	0.20%
果樹	3,492,000 t	2,199 t	0.06%
米	8,714,000 t	10,828 t	0.12%
麦	1,104,000 t	721 t	0.07%
大豆	227,000 t	986 t	0.43%
緑茶(荒茶)	94,100 t	1,702 t	1.81%
その他の農産物	141,000 t	4,231 t	3.00%
合 計	30,037,100 t	53,446 t	0.18%

注: 総生産量は平成19年度食料需給表(概算値)(緑茶(荒茶)の総生産量は農林水産省統計部の公表値)